

成年後見利用促進事業の実施に関する協定書

民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見制度の利用促進を図るため、半田市、清洲市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「関係市町」という。）は、合意に基づき、成年後見利用促進事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

（事業対象者）

第1条 事業対象者は、関係市町に住所を有する者とする。

（事業内容）

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 前条の者に係る親族若しくは関係市町又は地域包括支援センター等相談支援機関等からの成年後見制度利用に関する利用相談及び情報提供
- (2) 成年後見制度利用に係る後見開始の審判申立（保佐開始、補助開始、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人に係る審判申立を含む。）及び審判の取消し申立の続き支援
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定する関係市町長の審判申立に必要な調査及び書類準備
- (4) 成年後見制度に係る成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人（以下「成年後見人等」という。）の事務及び成年後見人等となる者を推薦している団体等との調整
- (5) 成年後見制度の広報事業及び啓発事業並びに研修及び講習等の普及事業
- (6) その他前各号に掲げるものに附帯する事業

（実施方法）

第3条 事業は、特定非営利活動法人知多地域成年後見センター（以下「成年後見センター」という。）に年度毎に委託して実施するものとする。

- 2 前項の委託に際して、半田市を幹事市町とし、委託事務を行うものとする。
- 3 成年後見センターは、事業実施のための事務所を、半田市及び知多市の2か所に置くものとする。

- 4 成年後見センターは、事業実施のために、前項の各事務所に、常勤職員2人以上を配置するものとする。ただし、その内の1人は成年後見制度に精通し後見業務を遂行しうる職員とする。
- 5 成年後見センターは、前項ただし書の職員については、事前に、履歴を記した書面を付して、第5条に規定する運営委員会に諮るものとする。
- 6 成年後見センターは、事業の適正化を図るため、弁護士や司法書士等で構成される運営適正化委員会を設置するものとする。
- 7 前条第4号の事務は、弁護士や司法書士等の職業的受任資格者と調整を行い、弁護士や司法書士等の職業的受任資格者が、成年後見人等報酬等の勘案から受任できる状況にない者とする。

(事業費及び負担金等)

第4条 事業に要する経費は、平成24年度は別表1に掲げる額とする。

2 関係市町は、前項の経費を、次の方法により按分算定した額を負担する。

(1) 均等割 100分の10

人口割 100分の70

受任件数割 100分の20

(2) 前号の人口割の人口は、前年度の4月1日現在の住民基本台帳法に規定する登録者数及び外国人登録法に規定する登録者数の合計数とする。

3 前2項に基づき算定した関係市町ごとの平成24年度負担金は、別表2のとおりとする。

4 幹事市町以外の関係市町は、幹事市町に前項の負担金を納入するものとする。

5 前項の負担金の納入は、幹事市町が発行する納入通知書により4月及び9月のそれぞれ25日までにを行うものとする。

6 幹事市町は、他の関係市町に対し、毎年度終了後から2月以内に、成年後見センターから提出を受けた事業報告書及び精算書の写しを交付するものとする。

7 平成25年度以降の第1項及び第3項の額は、次条に規定する運営委員会で平成24年度に準じて算定する額とする。

(運営委員会)

第5条 関係市町は、事業の円滑な実施のために、別に定める成年後見利用促進事業運営委員会を設置するものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じたときは、前項の運営委員会で協議して定めるものとする。

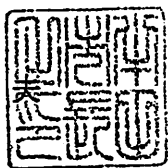
(その他)

第6条 関係市町は、対象者の生活・医療・介護・福祉などに関し、成年後見センターの事業実施に協力するものとする。

この協定の証として本書10通を作成し、当事者押印の上、各自1通を保管する。

平成24年 4 月 1 日

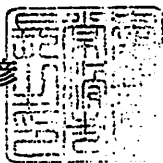
半田市長 榊原純



阿久比町長 竹内啓



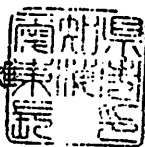
常滑市長 片岡憲彦



東浦町長 神谷明彦



東海市長 鈴木淳雄



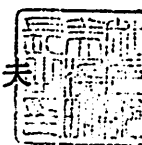
南知多町長 石黒和彦



大府市長 久野孝保



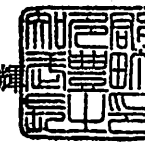
美浜町長 山下治夫



知多市長 加藤 功



武豊町長 初山芳輝



別表1(第4条第1項)

事業に要する経費(関係市町の負担金に係る事業に要する経費 32,000 千円)

区分	金額 (千円)	積算項目 (千円)	摘要	
収入	35,060	32,000	5市5町委託金	
		3,000	後見報酬 5,000 円×12 月×50 人	
		60	実費参加費 1,000 円×60 人	
支出	人件費	27,390	正規職員(6人) 24,240 6,900,000 円×1 人、3,700,000 円×1 人、 3,590,000 円×1 人、3,510,000 円×1 人、 3,360,000 円×1 人、3,180,000 円×1 人	
		非正規職員(3人) 3,150		
	物件費	7,670	480	専門家顧問料 弁護士 360,000 円、税理士 120,000 円
		96	運営適正化委員会 運営費	謝礼交通費 5,000 円×4 人×4 回、会議費 16,000 円
		450	啓発事業費	啓発フォーラム 50,000 円、 サポーター養成講座一式 400,000 円
		700	裁判所申立経費	印紙・切手・鑑定預宅金・証明書発行手数料・診断書 70,000 円×10 人
		100	研修費	職員研修
		1,474.2	車両賃借料(5台)	2台×12 月×29,925 円、3台×12 月×21,000 円
		114	保険料	賠償責任保険、傷害保険、受託者賠償保険料
		752.28	旅費交通費	ガソリン代 642,280 円、 通行料・駐車料金 110,000 円
		931	通信費	固定電話 375,250 円、携帯電話 399,000 円、 インターネット 61,750 円、郵送料 95,000 円
		624	事務用設備費	電話、FAX、コピー(リース料)
		65.52	後見事務費	貸金庫利用料
		475	消耗品・印刷費	紙、インク、その他消耗品
		760	租税公課	
300	訴訟対策費			
348	事務所賃借料	29,000 円×12 月(知多後見事務所)		
合計	35,060			

(摘要) 区分間、項目間の流用を認めるもの。

別表2(第4条第3項) 関係市町ごとの負担金

市町名	人口 H23.4.1 現在 (人)	均等割 (A) 事業に 要する 経費の 10% 3,200 (千円)	人口割 (B)			受任件数割 (C) 事業に要する経費の 20% 6,400 (千円)				関係市 町ご との負 担金 (A)+(B) +(C) (千円)
			事業費に要する経費の 70%+ 均等割の端数+受任件数割の 端数 22,400+0+0 (千円) →22,400 (千円)			調整前 算定値	調整用 算定値	調整後 算定値	受任 件数 H23.4.1 現在 (件)	
半田市	120,052	320	4,335	4,334.95	4,335	21	1,563	1,562.7	1,563	6,218
常滑市	55,814	320	2,015	2,015.38	2,015	5	372	372.09	372	2,707
東海市	109,206	320	3,943	3,943.31	3,943	11	819	818.60	819	5,082
大府市	86,001	320	3,105	3,105.40	3,106	5	372	372.09	372	3,798
知多市	86,493	320	3,123	3,123.17	3,123	18	1,340	1,339.5	1,340	4,783
阿久比町	26,116	320	943	943.02	943	2	149	148.48	149	1,412
東浦町	50,165	320	1,811	1,811.40	1,812	7	1,265	1,265.1	1,265	3,397
南知多町	20,392	320	736	736.33	736	3	223	223.26	223	1,279
美浜町	23,589	320	852	851.77	852	1	74	74.42	74	1,246
武豊町	42,517	320	1535	1,535.24	1535	3	223	223.26	223	2,078
合計	620,345	3,200	22,398	22,400	22,400	86	6,400	6,400	6,400	32,000

＜端数調整の算定方法＞

- 1 関係市町が負担する均等割の算定は、負担額が千円単位となるよう算定する。関係市町の均等割負担額の合計は、事業に要する経費の 10%の額内で最も 10%の額に近くなるものとする。
- 2 関係市町が負担する受任件数割の算定は、負担額が千円単位となるよう算定し、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は四捨五入するものとする。関係市町の受任件数割負担額の合計は、事業に要する経費の 20%の額内で最も 20%の額に近くなるものとする。
ただし、この算定で、関係市町の受任件数割負担額の合計が、事業に要する経費の 20%の額内で最も 20%の額に近い額に満たないときは、切り捨てられた端数の大きさを勘案し、大であるものから順次切り上げとする処理を行い、事業に要する経費の 20%の額内で最も 20%の額に近い額となるよう調整する。また、関係市町の受任件数割負担額の合計が、事業に要する経費の 20%の額内で最も 20%の額に近い額を超えるときは、切り上げられた端数の大きさを勘案し、小であるものから順次切り捨てとする処理を行い、事業に要する経費の 20%の額内で最も 20%の額に近い額となるよう調整する。
- 3 人口割は、事業に要する経費の 70%の額に均等割及び受任件数割負担額を算出した際の端数を加えた額とする。関係市町が負担する人口割の算定は、負担額が千円単位となるよう算定し、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は四捨五入するものとする。
ただし、この算定で、関係市町の人口割負担額の合計が、事業に要する経費の 70%の額に均等割及び受任件数割負担額を算出した際の端数を加えた額に満たないときは、切り捨てられた端数の大きさを勘案し、大であるものから順次切り上げとする処理を行い、事業に要する経費の 70%の額に均等割及び受任件数割負担額を算出した際の端数を加えた額となるよう調整する。また、関係市町の人口割負担額の合計が、事業に要する経費の 70%の額に均等割及び受任件数割負担額を算出した際の端数を加えた額を超えるときは、切り上げられた端数の大きさを勘案し、小であるものから順次切り捨てとする処理を行い、事業に要する経費の 70%の額に均等割及び受任件数割負担額を算出した際の端数を加えた額となるよう調整する。